特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項 目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

長野県知事

公表日

令和6年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付に係る事務を行う。 ①申請者が市町村へ申請書を提出 ②保健福祉事務所で受理し、精神保健福祉センターへ進達 ③精神保健福祉センターで受理、審査 ④認定決定、保健福祉事務所へ手帳を送付 ⑤保健福祉事務所が市町村へ手帳を送付 ⑥市町村にて申請者に手帳を交付
③システムの名称	精神保健福祉業務管理システム、中間サーバー、統合利用番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
精神障害者保健福祉手帳交付	寸台帳
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 22項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令
4. 情報提供ネットワーク	ンステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、18、20、37、41、42、48の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第16条、第20条、第22条、第39条、第43条、第44条、第50条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 41の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第43条
5. 評価実施機関における	5担当部署
①部署	健康福祉部保健・疾病対策課
②所属長の役職名	保健·疾病対策課長
6. 他の評価実施機関	
長野県精神保健福祉センター	
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求
請求先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL:026-235-7060(直通) FAX:026-235-7370 上記の他、県内10か所の地域振興局行政情報コーナー http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁4階 長野県健康福祉部保健·疾病対策課 TEL:026-235-7109(直通)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		16年3月31日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和	16年3月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 記載されている。	項目評価:		重点項目記	平価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び項目評価書及び	び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワークシス・	テムを通し	た入手を除	∶ ⟨。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイル	の取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分 か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移動	転(委託や	情報提供ネットワー	-クシステュ	ムを通じた提供	供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムと	の接続		[]接線	売しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監	<u></u>
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I -5-②所属長名	保健・疾病対策課長 西垣 明子	衛生技監兼保険·疾病対策課長	事後	人事異動に伴う形式的な記 載の変更であるため、重要な 変更に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ-1・2いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計 数の日の変更であり、しきい 値判断にも変更はないため、 重要な変更に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ-1・2いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計 数の日の変更であり、しきい 値判断にも変更はないため、 重要な変更に該当しない。
	I-5-②所属長名	衛生技監兼保健・疾病対策課長	保健·疾病対策課長	事後	人事異動に伴う形式的な記 載の変更であるため、重要な 変更に該当しない。
令和3年11月12日	I -4-②	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7項 別表第二 ・・・	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8項 別表第二 ・・・	事後	番号法の改正による条ずれを修正
令和4年4月1日	Ⅰ-7請求先	上記の他、県内10か所の地方事務所行政情報コーナー	上記の他、県内10か所の地域振興局行政情報コーナー	事後	組織改正時の修正漏れであ り、重要な変更に該当しな い。
令和4年4月1日	Ⅱ-1・2いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計 数の日の変更であり、しきい 値判断にも変更はないため、 重要な変更に該当しない。
令和5年4月1日	Ⅱ-1・2いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計 数の日の変更であり、しきい 値判断にも変更はないため、 重要な変更に該当しない。
令和6年9月25日	Ⅱ-1・2いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計 数の日の変更であり、しきい 値判断にも変更はないため、 重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	I-3法令上の根拠	・番号表第9条第1項 別表第一 14項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令	・番号表第9条第1項 別表 22項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定め る命令	事後	法令改正に伴う形式的な記載の変更、追加及び記載漏れとなっていた法令を追加する変更であるため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月25日	I−4−②法令上の根拠	*番号法第19栄第8項 別表第二 1600頃、27 の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の 2の項、57の項、79の項、106の項、116の項 *番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第12条、第20条、第21 条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31 条、第42条、第53条 【情報昭会の規拠】	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、18、20、37、41、42、48の項・番号法第19条第8号に基づく主務省令第16条、第20条、第22条、第39条、第43条、第44条、第50条 【情報照会の根拠】・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 41の項・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第43条	事後	法令改正に伴う形式的な記載の変更、追加及び記載漏れとなっていた法令を追加する変更であるため、重要な変更に該当しない。